平成２６年（フ）第３６号
青森県三沢市岡三沢６丁目110番地11号　Ｒ242
債務者　福田都美子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１３７号
群馬県高崎市箕郷町西明屋552番地３
債務者　熊川　年行
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１８１号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島2736番地１　シャルマン開成101
債務者　中野　聡子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８６号
神奈川県秦野市春日町２番12号　ハワイ荘105号
債務者　太田　弘美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８９号
静岡県三島市大宮町２丁目４番20号
債務者　長田ひろみ（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８７５号
福岡市南区弥永団地10―305、住民票上の住所福岡市南区老司３丁目38番16号
債務者　近藤　正伸
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００４号
福岡市博多区板付３丁目８番213号
債務者　三宅　啓之
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４６号
福岡県春日市小倉東１丁目52番地１　グランドヒル203号
債務者　大岡　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５号
北海道岩見沢市南町８条３丁目６番15号　Ｓｈｉｎｙ　ＳｔａｒＶ102
債務者　藤井　伸夫（旧姓八木澤）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第６２号
北海道登別市幌別町４丁目26番地
債務者　宮澤　康弘
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
北海道室蘭市宮の森町３丁目18番２号
債務者　米山　　孝
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
北海道登別市登別東町２丁目27番地５　２号室、前住所北海道登別市登別東町４丁目20番地７
債務者　山崎　静香
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
北海道登別市若草町５丁目28番地４、前住所北海道苫小牧市字沼ノ端929番地の４　レオパレスリラ101
債務者　平　　高二
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
北海道室蘭市高砂町２丁目４番９号　デリス・メゾン
債務者　岩城洋一朗
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
群馬県前橋市上小出町３丁目35番地６　102号
債務者　根岸　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
神奈川県小田原市城山２丁目18番28号　コンドミニアム城山101
債務者　高橋　千春
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３２号
神奈川県厚木市戸室５丁目３番８号　サンビレッジ戸室Ｂ―203
債務者　輿石　智美
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部